

クリーンにいがた推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第5条の8に規定する廃棄物減量等推進員として、クリーンにいがた推進員（以下「推進員」という。）を設置することにより、地域における廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進並びに環境意識の普及啓発を図り、もって地域に密着した一般廃棄物の減量の推進及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における自治会等とは、新潟市自治会事務委託要綱第2条で定めるものをいう。

(推進員の設置等)

第3条 推進員は、自治会等で選任する。

2 推進員を選任した自治会等は、クリーンにいがた推進員設置（変更）届書（別記様式第1号）により市長に届け出るものとする。

(任期等)

第4条 推進員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 自治会等は選任した推進員の内1人を代表者として選任するものとする。

3 任期途中で推進員が全員退任し不在となる場合は、クリーンにいがた推進員廃止届出書（別記様式第2号）により市長に届け出るものとする。

4 任期途中で推進員の代表者が変更になった場合は、クリーンにいがた推進員設置（変更）届出書（別記様式第1号）により市長に届け出るものとする。

(推進員の活動)

第5条 推進員の活動は、次のとおりとする。

(1) 地域住民に対するごみの分別及び再生利用の促進に関する指導・助言

(2) 地域における美化活動の促進と環境意識の普及啓発

(3) 一般廃棄物減量の推進及び生活環境の保全に関し、市と地域住民との連絡及び調整

(4) 市の環境事業に関する調査、情報収集等の協力
(研修)

第6条 市長は、推進員が前条の活動を行うに当たって必要な知識を習得するための研修を実施するものとする。

(報告)

第7条 推進員の代表者は、クリーンにいがた推進員活動報告書（別記様式第3号）により、市長に活動状況を報告しなければならない。

2 市長は、前項のクリーンにいがた推進員活動報告書の提出により活動の実施を確認する。

(協力金)

第8条 市長は、第3条に基づき推進員を選任、設置し、第7条により活動の実施を確認できた自治会等に対し、協力金を支払うものとする。

2 協力金額は、別表第1に掲げるものとする。

3 協力金は、口座振替申込書（別記様式第4号）により指定された口座に振り込むものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年1月28日から施行する。

(任期の特例等)

- 2 平成19年度中に登録された推進員の任期は、第4条第1項の規定に係らず、平成21年3月31日までとする。
- 3 第7条の規定に係らず、平成19年度における活動報告は、不要とする。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱中第8条の改正規定は令和7年6月1日から、その他の規定は令和7年2月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の別記様式第1号、別記様式第3号、別記様式第4号の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第 1

	世帯数※	協力金額（年間）
1	～ 50	10,000円
2	51～100	15,000円
3	101～150	20,000円
4	151～200	25,000円
5	201～300	35,000円
6	301～400	45,000円
7	401～500	55,000円
8	501～	65,000円

※世帯数は、新潟市自治会事務委託要綱第5条第2号に規定する第1期の基準日における登録数とする。

クリーンにいがた推進員設置（変更）届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

自治会等の名称：

自治会等の代表者氏名：

住 所：

電話番号：

令和 年度クリーンにいがた推進員の設置・変更について届け出ます。

クリーンにいがた推進員 代表者

氏 名	連絡先
(フリガナ)	〒 - 新潟市 区 電話番号

クリーンにいがた推進員の人数

人	内新任者の数 人
---	----------

別記様式第2号

クリーンにいがた推進員廃止届出書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

自治会等の名称：

自治会等の代表者氏名：

住 所：

電話番号：

令和 年度クリーンにいがた推進員の設置を取り止めたので届け出ます。

クリーンにいがた推進員活動報告書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

(報告者)

自治会等の名称：

推進員の代表者氏名：

住 所：

電話番号：

クリーンにいがた推進員設置要綱第7条に基づき、活動状況について次のとおり報告します。

該当する項目をチェックしてください。

項目	具体的な活動内容
<input type="checkbox"/> 地域住民に対するごみの分別及び再生利用の促進に関する指導・助言	<input type="checkbox"/> ごみ集積場を巡回し分別指導等を実施 <input type="checkbox"/> 回覧板・看板等によるごみ分別等の周知 <input type="checkbox"/> 市職員を招いて講習会の開催 <input type="checkbox"/> その他 []
<input type="checkbox"/> 地域における美化活動の促進と環境意識の普及啓発	<input type="checkbox"/> 地域内一斉清掃（クリーン作戦等）を実施 <input type="checkbox"/> ごみ集積場の清掃、周辺の草刈り及び除雪 <input type="checkbox"/> 違反ごみ、不法投棄ごみをボランティア袋等にて処理 <input type="checkbox"/> その他 []
<input type="checkbox"/> 一般廃棄物減量の推進及び生活環境の保全に関し、市と地域住民との連絡及び調整	<input type="checkbox"/> 自治・町内会の会議や集会等でごみ分別等について意見交換、周知を実施 <input type="checkbox"/> 違反ごみ、ごみの出し方などについて市に相談をした <input type="checkbox"/> その他 []
<input type="checkbox"/> 市の環境事業に関する調査、情報収集等の協力	<input type="checkbox"/> 推進員研修会に参加（ 月） <input type="checkbox"/> 推進員施設見学会に参加（ 月） <input type="checkbox"/> その他 []

口座振替申込書（新規・変更）

年 月 日

（あて先）新潟市長

自治会等の名称：

自治会等の代表者氏名：

住 所：

電話番号：

新潟市から支払われる、クリーンにいがた推進員協力金は、下記の金融機関の口座に振り替えてください。

記

（記載上の注意事項）

- ①振替口座の名義は、自治会等の名称が含まれているものに限り、ます。
また、口座名義人が自治会等の代表者と異なる場合は、下記の委任状に記名が必要です。
- ②金融機関：該当する箇所にお印をお付け下さい。 ③種別：該当する箇所にお印をお付け下さい。

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農 協										本店 支店 出張所				
種 別	普通					当 座									
口座番号															
(フリガナ)															
口座名義															
委 任 状															
年 月 日															
新潟市長 様															
(委任者) 自治会等の名称 自治会等の代表者住所 自治会等の代表者氏名															
私は、下記の者を代理人として定め、新潟市クリーンにいがた推進員の協力金の受領を委任します。															
記															
(受任者) 団 体 名 住 所 役職名・氏名															